

特定施設入居者生活介護 重要事項説明書

当施設は老人福祉法に定めるケアハウスの利用契約者に対して、介護保険法に基づく特定施設入居者生活介護サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意くださいいただきたいことを次の通り説明します。

1. 事業者

法人名	社会福祉法人 五常会
代表者	理事長 山本 晃
所在地	大阪府堺市中区見野山 164 番地
連絡先	電話 072-236-8779 FAX 072-234-8674

2. 事業所

(1) 事業所の概要

種類	特定施設入居者生活介護
事業所番号	堺市指定 第 2776100196 号
事業所名	ケアハウス ゆーとりあ
管理者	施設長 安川 朱実
定員	50 名
所在地	大阪府堺市中区見野山 162 番地
連絡先	電話 072-236-8779 FAX 072-234-8674

(2) 事業所の目的

利用者の心身機能の維持並びに家族等の身体的及び精神的負担の軽減を図ることを目的とする。

(3) 運営方針

介護保険法令に従い、利用者がその有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、利用者に日常生活を営むために必要な居室および共用施設等をご利用いただき、介護福祉サービスを提供します。

(4) 事業者が行っている他の事業

当法人では、次の事業も合わせて実施しています。

事業の種類		大阪府知事の事業者指定		利用者定数
		指定年月日	指定番号	
施設	介護予防特定施設入居者生活介護	令和7年4月1日(更新)	第2776100196号	50名
施設	ユニット型特別養護老人ホーム	平成27年4月1日	第2776102242号	80名
在宅	短期入所生活介護 介護予防短期入所生活介護	令和3年4月1日(更新)	第2776102242号	20名
在宅	通所介護 介護予防通所サービス	令和3年4月1日(更新)	第2776102242号	25名/日
在宅	訪問介護 介護予防訪問サービス	令和8年4月1日(更新)	第2776401982号	
在宅	居宅介護支援	令和7年7月1日(更新)	第2776401990号	

(5) 窓口事務およびサービス提供

営業日	土・日・祝日及び12月30日から1月3日を除く毎日
事業時間	午前8時45分から午後5時45分
サービス提供	年中無休

3. 居室の概要

当施設では以下の居室・設備をご用意しています。(ケアハウス含む)

居室・設備	室数	備考
【居室、一時介護室】		
居室(個室)	46	24.10 m ²
居室(夫婦室)	2	47.25 m ²
一時介護室(静養室)	1	27.07 m ²
【浴室、食堂、機能訓練室】		
浴室(男・一般浴)	1	24.67 m ²
浴室(女・一般浴)	1	27.54 m ²
浴室(個人)	1	7.07 m ²
浴室(特殊浴槽)	1	39.92 m ²
食堂	1	75.93 m ²
機能訓練室(交流ホール兼用)	1	259.47 m ²
【共用施設】		
玄関・エレベーターホール	1	59.62 m ²
ゲストルーム	1	47.25 m ²
交流ホール・クラブ室	1	259.47 m ²
共用トイレ(男・女・身障)	1	35.80 m ²
洗濯室	1	18.15 m ²

4. 職員の配置状況

- (1) 当施設では、利用者に対しサービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。職員の配置については、堺市介護保険事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（厚生労働省令第37号）を遵守しています。

職 種	職務内容
1. 管理者	総括
2. 生活相談員	日常生活での相談・助言等
3. 看護職員	健康管理や療養上の世話
4. 介護職員	日常生活の介護・支援
5. 計画作成担当者	介護計画の作成・管理
6. 機能訓練指導員	機能訓練を担当

- (2) 主な職種の勤務体制

職 種	勤 務 体 制
1. 介護職員	早朝・日中・夜間すべてにおいて 1名以上
2. 看護職員	日中 1名

5. 特定入居者生活介護におけるサービスと利用料金

- (1) 提供するサービス内容

サービスの種類	サービスの内容
食事の介助	<ul style="list-style-type: none"> ・ 栄養士が献立を立て、栄養並びに利用者の身体状況及び嗜好を考慮した食事を提供します。（但し、食材料費は給付対象外です。） ・ 食事はできる限り離床して食堂でとっていただけるよう配慮します。ただし、体調不良時等や特別な事情がある場合はこの限りではありません。 （食事時間） 朝食 8：00～8：45 昼食 12：00～12：45 夕食 18：00～18：45
入浴の介助	<ul style="list-style-type: none"> ・ 週2回の入浴または清拭を行います。 ・ 寝たきり等で座位の取れない方は、特殊浴槽を使用しての入浴も可能です。
排泄の介助	<ul style="list-style-type: none"> ・ 利用者の状況に応じた適切な排泄の介助を行います。 ・ 利用者の身体能力を考慮し、自立に向けた援助を行います。
着替え等の介助	<ul style="list-style-type: none"> ・ 寝たきり防止のため、できる限り離床に努め、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。 ・ シーツの交換は必要に応じて週1回実施します。
機能訓練	<ul style="list-style-type: none"> ・ 利用者の心身の状況に応じて、機能の回復又はその減退を防止する訓練を実施します。
相談及び援助	<ul style="list-style-type: none"> ・ 生活相談員による相談

(2) 給付対象サービス利用料金

※別紙「ケアハウスゆーとりあ特定施設入居者生活介護 介護保険給付対象サービス利用料金規定」を必ず参照してください。

※ご契約者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます(償還払い)。償還払いとなる場合、ご契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

※介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更します。

(3) ケアハウス利用料（食費含む）（1ヶ月あたり）

●居住に要する費用

ケアハウス入居契約に基づく利用料規定による			
管理費	①又は②のどちらかの方法でお支払い下さい。 なお、①の一括納入の場合、20年未満の期間以内に退居される場合は20年から経過期間を差し引いた期間に応じ均等払いでご返金します。		
	①一括納入	538万円	20年間分前払い
	②分割納入	30,330円	月割り納入

- 生活費及びサービスの提供に要する費用等
※「ケアハウス利用料規定」を必ずご参照ください。

(4) 介護保険給付対象外サービス（利用者の個別的な選択による介護サービス）

※別添「介護サービス等の一覧表」を必ずご参照下さい。

①個別的な外出介助

利用者の特別な希望により、個別に行われる買い物、旅行等の外出介助
協力医療機関以外への通院または入退院の際の介助等に要する費用

②個別的な買い物等の代行

利用者の特別な希望により、通常想定している範囲の店舗以外の店舗に係る買い物等の代行に要する費用

③1週間に3回以上の入浴を行った場合の介助

④教養娯楽設備等の提供あるいはレクリエーション行事

利用者の希望により実施する、クラブ・レクリエーション・その他行事にかかる費用の実費（参加の有無の確認を行います）

⑤その他の日常生活の便宜に要する個人的な経費

おむつ代、日用品代、消耗品代、洗剤代、理美容代、交通費、個人医療費、車椅子・介護ベット等のレンタル代等

(5) 利用料金のお支払い方法

利用料、その他の費用は1ヶ月ごとに計算し、ご請求しますので、翌月25日までに以下のいずれかの方法でお支払い下さい。

利用料、その他の費用の請求	<p>ア 利用料、その他の費用はサービス提供ごとに計算し、利用月の合計金額により請求いたします。</p> <p>イ 請求書は、利用明細を添えて利用月の翌月20日までに利用者宛に発行いたします。ただし、請求金額のない月は発行いたしません。</p> <p>ウ 1ヶ月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします。</p>
利用料、その他の費用の支払い	<p>ご入金を確認しましたら、領収書をお渡ししますので必ず保管をお願いします。</p> <p>ア 利用者名義の口座からの自動引き落としによる支払い。引き落とし日は毎月28日(但し、金融機関が休業日の場合は翌日)になります。</p> <p>イ 下記指定口座への振り込み (この場合振り込み手数料はご本人負担となります。)</p> <p>りそな銀行 泉北支店 普通預金 1996777 <small>しゃかいふくしほうじん</small> <small>ごじょうかい</small> 社会福祉法人 五常会 ケアハウス ゆーとりあ <small>りじちやう</small> <small>やまもと</small> <small>あきら</small> 理事長 山本 晃</p>

※残高不足等により引き落としができなかった場合

指定口座への振り込み(振り込み手数料はご本人負担)

引き落とし日前日までに口座残高のご確認をお願いいたします。

※利用料、その他の費用のお支払いについて、支払い期日から3ヶ月以上遅延し、さらに支払いの督促から14日以内にお支払いがない場合には、契約を解約した上で、未払い分をお支払いいただくこととなります。

(6) 入居中の医療の提供

医療を必要とする場合は、利用者の希望により、下記協力医療機関において診療や入院を受けることができます。(但し、下記医療機関での優先的な診療・入院治療を保証するものではありません。また、下記医療機関での診療・入院治療を義務づけるものでもありません。)

協力医療機関	医療機関の名称	医療法人 錦秀会
	所在地	大阪市住吉区南住吉3丁目3番7号
	診療科	内科・外科・整形外科・リハビリテーション科 他
	医療機関の名称	辻本病院
	所在地	大阪狭山市池之原2丁目1128-2
	診療科	内科、外科
	医療機関の名称	社会福祉法人 五常会 診療所
	所在地	堺市中区見野山164番地
	診療科	内科
	医療機関の名称	医療法人 暁美会 田中病院
	所在地	堺市美原区黒山39-10
	診療科	内科・外科・整形外科・リハビリテーション科 他

協力 歯科	医療機関の名称	医療法人 佑綯会 ナカイデンタルクリニック
	所在地	堺市南区赤坂台 2 丁 5 番 11 号
	診療科	歯科

6. 施設を退居していただく場合（契約の終了について）

当施設との契約では契約が終了する期日は特に定めていません。したがって、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当施設との契約は終了し、ご契約者に退居していただくこととなります。

（契約書第 15 条参照）

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ① 契約者が死亡した場合 ② 要介護認定により契約者の心身の状況が自立又は要支援と判定された場合 ③ 当施設への入居契約が終了した場合 ④ 事業者が破産した場合又はやむを得ない事由により施設を閉鎖した場合 ⑤ 当施設の滅失や重大な毀損により、サービスの提供が不可能になった場合 ⑥ 当施設が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合 |
|---|

ご契約者が、自立又は要支援と判定された場合、特定施設入居者生活介護のサービスを受けることはできませんが、ケアハウス入居は継続することができます。

（1）ご契約者からの退居の申し出（中途解約・契約解除）（契約書第 16、17 条参照）

契約の有効期間であっても、ご契約者から当施設からの退居を申し出ることができます。その場合には退居を希望する日の 7 日前までに解約届出書をご提出下さい。

ただし、以下の場合には、即時に契約を解約・解除し、施設を退居することができます。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ① 介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合 ② 施設の運営規定の変更に同意できない場合 ③ ご契約者が入院された場合 ④ 事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める特定施設入居者生活介護サービスを実施しない場合 ⑤ 事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合 ⑥ 事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失によりご契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合 ⑦ 他の利用者がご契約者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合 |
|---|

(2) 事業者からの申し出により退居していただく場合（契約解除）（契約書第18条参照）
以下の事項に該当する場合には、当施設からの退居していただくことがあります。

- ① ご契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ② ご契約者による、サービス利用料金の支払いが3ヶ月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
- ③ ご契約者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ④ ご契約者が連続して3ヶ月を超えて病院又は診療所に入院すると見込まれる場合もしくは入院した場合
- ⑤ ご契約者が介護老人保健施設に入居した場合もしくは介護療養型医療施設に入院した場合

* 契約者が病院等に入院された場合の対応について

当施設に入居中に、医療機関への入院の必要が生じた場合の対応は以下の通りです。

- ① 3ヶ月以内の入院の場合
退院後も再び当施設を利用することができます。但し、入院期間中であっても所定の利用料金をご負担いただく必要があります。なお、特定施設入居者生活介護費については発生しませんが、介護給付費の自己負担相当分（契約者の負担割合に応じた額）をご負担いただきます。
- ② 3ヶ月以上退院が見込まれない場合、または予想される場合
本契約を解除させていただきます。但し、この場合においてもケアハウス入居契約は継続の意志があれば解除されることはありません。
- ③ 入院中の居住費や食費の取扱い
入院期間中は通常のケアハウス利用料をご負担頂きますが、食費相当分はご本人からの請求により返金させていただきます。

(3) 円滑な退居のための援助

ご契約者が当施設を退居する場合には、ご契約者の希望により、事業者はご契約者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、円滑な退居のために必要な以下の援助をご契約者に対して速やかに行います。

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none">① 適切な病院もしくは診療所又は介護老人保健施設等の紹介② 居宅介護支援事業者の紹介③ その他保健医療サービス又は福祉サービスの提供者の紹介 |
|--|

7. 契約終了後の残置物の引取り（残置物の引き取り等）（契約書第22条参照）

ご契約者が当施設を退居（契約を終了）した後、当施設に残された所持品（残置物）がある場合、その引取りはケアハウス入居契約に基づく身元保証人と協力して実施していただきます。

また、所持品（残置物）は退居後2週間以内に引き取っていただきますが、特段の事情がなく相当な期間が過ぎても引き取られない場合は処分いたします。但し、その処分にかかる費用については、ご契約者または身元保証人にご負担いただきます。

8. 高齢者虐待防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- ① 研修等を通じて、事業者の使用する者（以下「従業者」という。）の人権意識の向上や知識、技術の向上に努めます。またこれらを適切に実施するための担当者を設置します。
- ② 個別支援計画の作成など適切な支援の実施に努めます。
- ③ 従業者が支援にあたっての悩みや苦勞を相談できる体制を整えるほか、従業者が利用者等の権利擁護に取り組める環境の整備に努めます。

9. 身体的拘束等の適正化について

事業者及び従業者は、原則として利用者に対して身体拘束を行いません。ただし、自傷他害等のおそれがある場合など、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられる時は、利用者または家族等に対して説明し同意を得た上で、次に掲げることについて留意して、必要最低限の範囲で行うことがあります。その場合には、身体拘束を行った日時、理由及び態様等についての記録を行い、家族等の要求がある場合および行政機関等の指示等があった場合には開示します。また事業者として、身体拘束をなくしていくための取り組みを積極的に行います。

- (1)緊急性・・・直ちに身体拘束を行わなければ、利用者本人または他人の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合に限りします。
- (2)非代替性・・・身体拘束以外に、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことを防止することができない場合に限りします。
- (3)一時性・・・利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなった場合は、直ちに身体拘束を解きます。

事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、定期的な委員会の開催、指針の整備、研修等を通じて、従業者の人権意識の向上や知識、技術の向上に努めます。

10. 緊急時の対応について

当施設が利用者に対して行う特定施設入居者生活介護サービスの提供中に病状の急変が生じた場合は、速やかに主治医または協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、緊急連絡先へも速やかに連絡します。

1 1. 非常災害について

事業者は、非常災害その他緊急の事態に備え、必要な設備を備えるとともに、常に関係機関と連絡を密にし、とるべき措置についてあらかじめ防災計画を作成し、防災計画に基づき、利用者及び従業者等の訓練を行います。

1 2. 業務継続計画について

事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する特定施設入居者生活介護サービスの提供を継続的に実施するため、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるものとします。従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に行います。また、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

1 3. 守秘義務について

事業者及び従業者は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族に関する秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。また、この秘密を保持する義務は、契約終了後も継続します。

事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いません。利用者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の家族の個人情報を用いません。

1 4. 事故発生時の対応

当施設が利用者に対して行う特定施設入居者生活介護サービスの提供により事故が発生した場合は速やかに市町村、利用者の家族に連絡を行うとともに必要な措置を講じます。

また、当施設が利用者に対して行った特定施設入居者生活介護サービスの提供により、賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行いません。

1 5. 苦情・ご要望のご相談

当施設における苦情やご要望をご相談ください。また、ご不明な点がございましたら、お気軽にお尋ねください。

(1) 苦情の受付

当施設に対する苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

【事業者の窓口】	
ケアハウスゆとりあ お客さま相談窓口	堺市中区見野山 162 番地 電 話 072-236-9946 FAX 072-234-8674 時 間 午前 8 時 45 分～午後 5 時 45 分 担当者 相談員 藤林 裕貴子

(2) 行政機関その他苦情受付機関

【市町村の窓口】	
堺市堺区役所 健康福祉局 長寿社会部 介護保険課	堺市堺区南瓦町 3-1 電 話072-228-7477
中区役所保健福祉総合センター 地域福祉課	堺市中区深井沢町 2470-7 電 話072-270-8195
東区役所保健福祉総合センター 地域福祉課	堺市東区日置荘原寺 195-1 電 話072-287-8112
西区役所保健福祉総合センター 地域福祉課	堺市西区鳳東 6-600 電 話072-275-1912
南区役所保健福祉総合センター 地域福祉課	堺市南区桃山台 1-1-1 電 話072-290-1812
北区役所保健福祉総合センター 地域福祉課	堺市北区新金岡 5-1-4 電 話072-258-6771
美原区役所保健福祉総合センター 地域福祉課	堺市美原区黒山 167-1 電 話072-361-1881
大阪狭山市保健福祉部介護保険課	大阪狭山市狭山 1 丁目 2384-1 電 話 072-366-0011
【公的団体の窓口】	
大阪府国民健康保険団体連合会	大阪市中央区常盤町 1 丁目 3 番 8 号 中央大通 FNビル内 電 話06-6949-5418 F A X06-6949-5417 受付時間 月曜日～金曜日 9時～17時
【公的団体の窓口】	
大阪府社会福祉協議会 (運営適正化委員会)	大阪市中央区中寺 1 丁目 1 番 54 号 大阪社会福祉指導センター内 電 話 06-6191-3150 F A X06-6191-5660 受付時間 月曜日～金曜日 9時～17時

16. 第三者評価実施状況

当施設は、第三者評価機関による評価を実施しておりません。

以上

令和 年 月 日

利用者に対して重要事項を説明しました。

事業者 住 所 堺市中区見野山164番地
名 称 社会福祉法人 五常会
代表者 理事長 山本 晃

事業所 住 所 堺市中区見野山162番地
名 称 ケアハウス ゆーとりあ
管理者 施設長 安川朱実

説明者 (職種)

(氏名)

事業所から重要事項の説明を受けました。

契約者 住 所
(利用者)
氏 名

身元保証人 住 所
(家族等)
氏 名